

事 務 連 絡  
令和8年5月29日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

物流・自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、旅行業界に対して周知されたい。

事務連絡  
令和8年5月29日

地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の改正について

一般貸切旅客自動車運送事業の運送取引において、貸切バスの運賃・料金と駐車場代、昼食代、有料道路代、ガイド料などの実費については、それぞれ個別に收受することとしています。

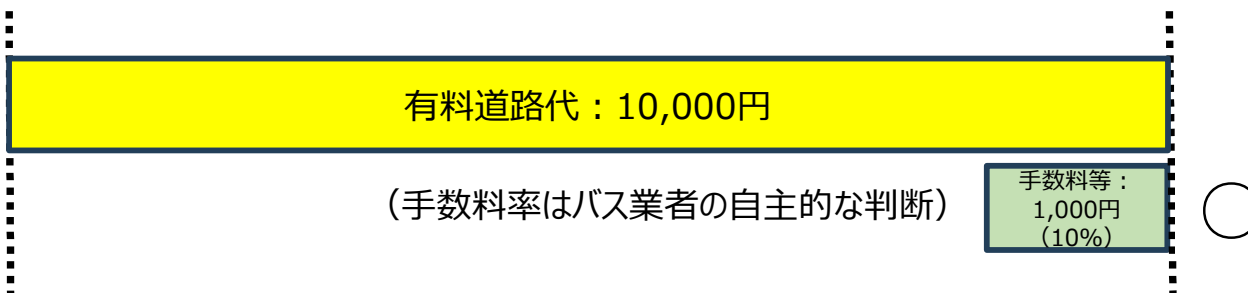
これを前提として、令和7年6月20日に実施した「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱い（平成31年3月29日付け国自旅第307号）」の改正において、運賃・料金に対する手数料等について、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、道路運送法第10条の運賃の割戻しに該当するとしたところです。

また、同改正において実費に対する手数料等について、貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して手数料等を支払っている場合は、実費を適正に收受していないものとして道路運送法第9条の2第1項の運賃料金変更事前届出違反（以下「運賃違反」という。）に該当するとしたところです。

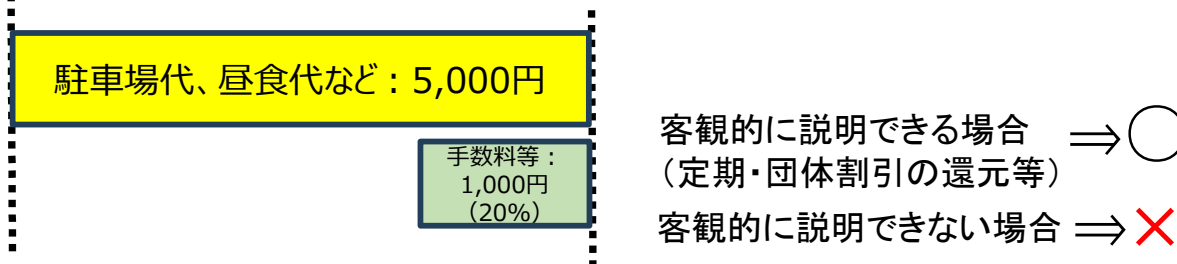
今般、実費に対する手数料等について、運賃違反の対象となる不適切な取扱いについて定めるとともに、年間契約特例における手数料等の取扱いについて定めたので、了知されたい。

- 貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して、旅客を集客する営業費用の見合いとしての手数料は発生しない。
- 一方で、商慣行上、運送後に適用される有料道路代に対する割引等（大口多頻度割引等）を考慮して、割引としての性質を有しながら手数料等の名目で取引されている。
- 有料道路代に対する手数料等の支払いについては、実費に対して適用される割引額の還元であるため、実費を徴収する趣旨を逸脱するものと考えない。また、割引の還元率（手数料率）は、一定期間に各事業者が受ける割引を個別の運送にどれだけ還元するのかバス業者の自主的な判断に委ね、独禁法の考え方にに基づき行政指導は行わない。（例1）
- また、有料道路代以外の実費に対する手数料等の支払いについては、当該手数料等の内容、支払額の適切性について客観的に説明できる場合に限り、運賃料金違反に該当しないものとする。（例2）

例1



例2

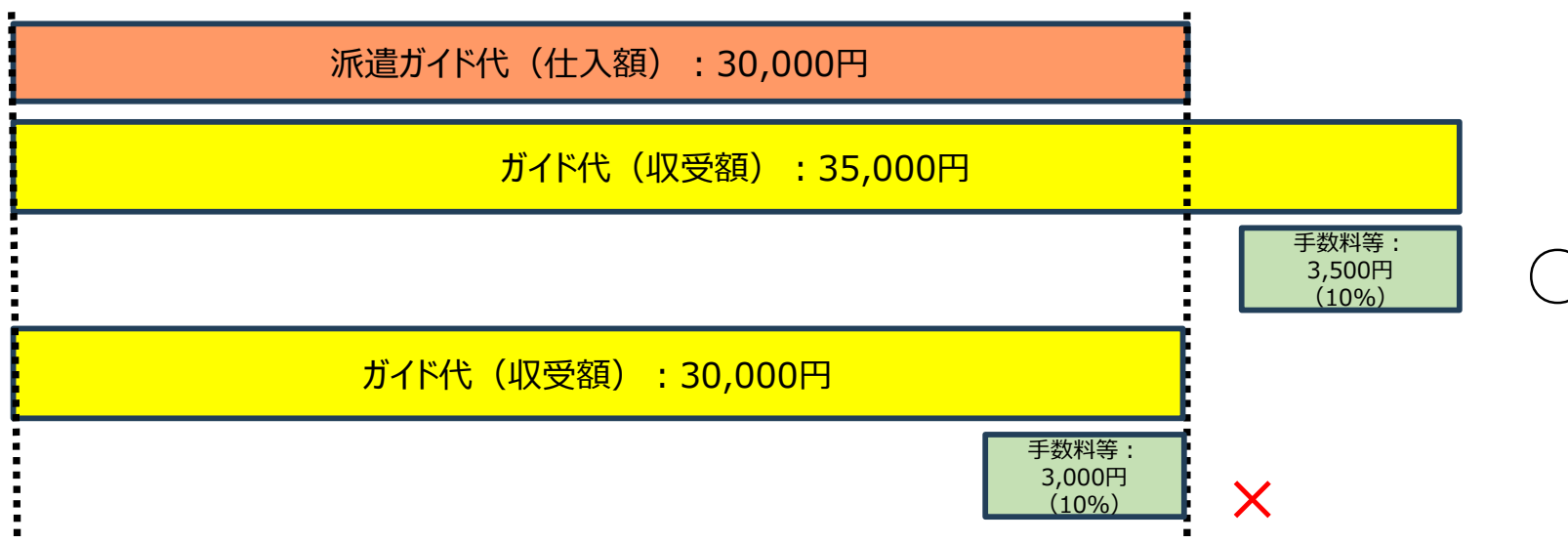


○・・・届出運賃違反ではない

×・・・届出運賃違反のおそれあり

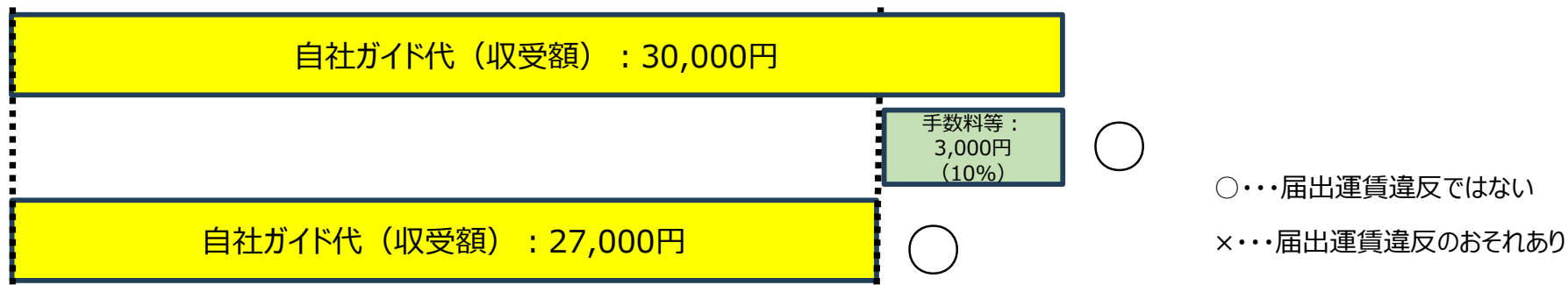
- 派遣ガイド代に対する手数料等の支払いについては、手数料等を支払ったことにより実費額（派遣ガイド仕入額）を下回らない場合は運賃料金違反に該当しないものとする。（例3）
- 自社ガイド代に対する手数料等の支払いについては、立て替えた実費に対する手数料等の支払いとは異なり、料金設定を貸切バス業者による自主的な判断を認めているため、運賃違反に該当しないものとする。（例4）
- 上記以外の実費に対する手数料等の支払いについては、運賃料金変更事前届出違反として行政処分の対象とする。
- これらの取扱いについて、令和8年5月に発出し、9月1日から適用とする。

例3



例4

（自社ガイド代の料金設定はバス業者の自主的な判断）



- この通達の施行前に合意した運送の引受については、運送契約の締結が施行日以降であっても、この通達施行前従前の規定の取扱いとする。
- 施行日前に運送の引受を合意した場合には、運送引受書にこの通達の施行日前に引き受けた運送である旨を記載することとする。

## <考え方>

- 新たな手数料等の取扱いの施行前に契約が締結されている運送については、新たな取扱いによる行政処分等の対象とならないことは言うまでもないが、正式な契約の締結に至っていなくても、貸切バス事業者と利用者との間で合意がある運送についても新たな取扱いによる行政処分等の対象としない。

# 年間契約特例における安全コストの考え方

- 年間契約特例は年間を通してバスの専属使用が担保され、営業費が低廉となることを勘案して、最大で届出運賃から約3割引が可能な制度である。
- 年間契約特例における運賃の割戻し判断基準とする安全コスト額については、通常の運送契約に適用する届出安全コスト額によらず、年間契約額に原価報告書における安全確保経費の割合を乗じた額とする。

## 【 原価報告書（例） 】

費用	① 営業費	人件費(基準賃金等)	
		人件費(基準外賃金)	
		燃料油脂費	
		車両修繕費	
		車両減価償却費	
		施設賦課税	
		車両保険料	
		②手数料等	
		その他経費	
		小計	
	管理一般費	人件費	
		その他経費	
		小計	
	営業外費用	金融費用	
		その他経費	
小計			
適正利潤			
③安全運行経費			
④合計額			

原 価	原価に占める割合
安全確保経費(安全コスト額) ①営業費－②手数料等＋③安全運行経費	80%
その他の経費 ④合計－安全確保経費(安全コスト)	20%
原価の合計額	

### 関東

		届出運賃	$\times 80\% =$	届出運賃における安全コスト額 (届出安全コスト額)
時間制運賃	大型車	6,580		5,264
	中型車	5,560		4,448
	小型車	4,870		3,896
	通勤用車	4,330		3,464
キロ制運賃	大型車	160		128
	中型車	140		112
	小型車	120		96
	通勤用車	110		88

# 年間契約特例における安全コストの考え方

## 【年間契約特例の場合】

年間契約特例において必要な安全コスト額 = 年間契約額 × 安全確保経費の割合

※届出している下限額で計算した場合

安全確保経費の割合：80%

例 1

年間契約額：7,000,000円

必要な安全コスト額：5,600,000円

手数料等：1,050,000円  
(15%)



手数料等：1,750,000円  
(25%)



安全確保経費の割合：80%

※届出している下限額以上の額で計算した場合

例 2

年間契約額：8,000,000円

必要な安全コスト額：5,600,000円

手数料等：2,000,000円  
(25%)



手数料等：2,800,000円  
(35%)



○・・・割戻し違反ではない

×・・・割戻し違反のおそれあり

# (参考)年間契約特例以外の安全コストの考え方

【手数料等の額を年単位で決められているが、運送契約は個別に締結している場合】

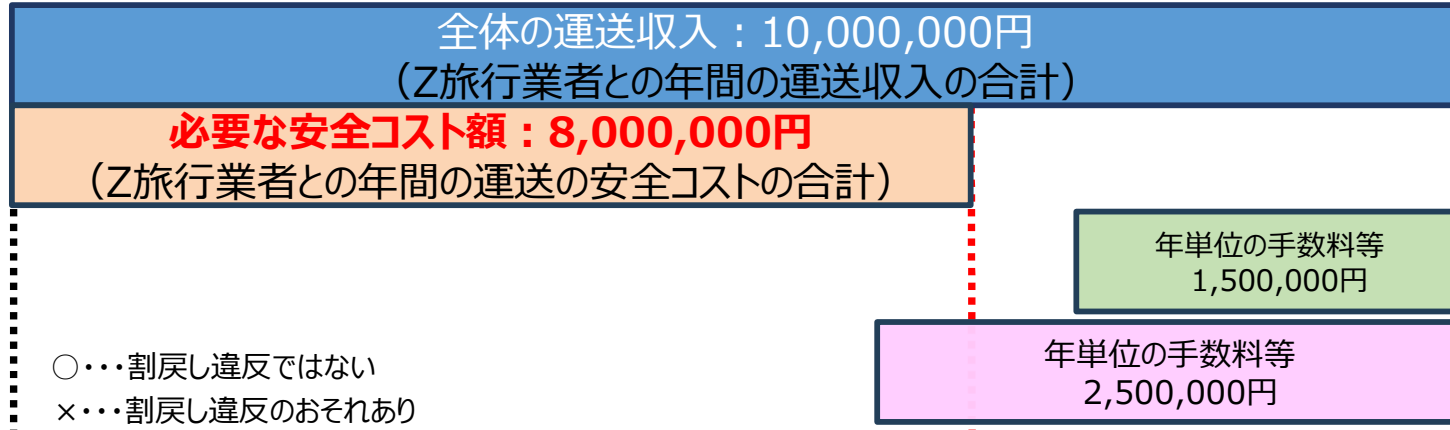
手数料等のみ年単位で決めている運送において必要な年間の安全コスト額 = 当該運送契約に基づく年間の全ての運送の安全コスト(届出安全コスト額 × 一運送ごとの距離・時間)の合計額

## Z旅行者との年間の運送



## 一運送ごとに算定した安全コスト額の合計

例



○・・・割戻し違反ではない  
×・・・割戻し違反のおそれあり

## 貸切バスの年間契約についてのお願い



貸切バス事業者安全性評価認定制度のマークは、バスの安全運行の安心と信頼の証です。

年間契約特例を利用することで約3割引きとすることが可能です。

チェック

運賃の記載欄に「年間契約による」と記載されます。

計算方法については、下記をご確認ください。

運送申込書/運送引受書・乗車券

申込者 氏名 住所	電話 FAX E-mail	乗車券 氏名 住所	電話 FAX E-mail
運送を受ける者 氏名 住所	電話 FAX E-mail	乗車券 氏名 住所	電話 FAX E-mail
申込乗車人数 乗車券枚数	乗車券の乗車日 乗車券の乗車区間	乗車券の乗車区間 乗車券の乗車区間	乗車券の乗車区間 乗車券の乗車区間

運送の依頼内容

月日	乗車区間	乗車人数	乗車券枚数	乗車券の乗車日	乗車券の乗車区間	乗車券の乗車区間	乗車券の乗車区間
10/1	〇〇〇〇	10	10	10/1	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
10/2	〇〇〇〇	10	10	10/2	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
10/3	〇〇〇〇	10	10	10/3	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

運賃の記載欄に「年間契約による」と記載されます。

### 【年間契約特例の計算】※重要

1日あたりの貸切バス運賃・料金(※1) × 平均的な稼働日数(365日(※2) × 実績率(※3))

※1 貸切バス事業者が国へ届け出た運賃・料金を確認し、運賃・料金の上限・下限額の範囲内の単価を用いて算出  
※2 学校教育法による学校への通学又は通園等の運送に限り、契約上の年間の運行日数(原則170日から365日の間の日数)を用いることができる

※3 貸切バス事業者の実績実績率(当該バス事業者のご確認ください。)と地域ブロックの平均実績率(管轄運輸局にご確認ください。)との間の率

▶上記計算式により算出した額で平均的な稼働日数の1.4倍の日数までの稼働が可能

※年間契約の算出基礎となる走行時間及び走行距離を超過した場合は、1日ごとに別途精算を行うこととなります。

貸切バス事業者は、年間契約締結後、契約額及び契約内容を国へ届け出ることになります。その際、上記によらない場合は、

**国から貸切バス事業者に対して契約した運賃・料金の変更を命ずることがありますので、契約の前には必ずご確認ください。**

具体的な計算例は裏面をご覧ください。

## 貸切バス年間契約の計算例

(年間契約の運賃001448116.pdf (mlit.go.jp)も併せてご参照ください。)

### 前提条件 (仮設定)

- 1回あたりの走行距離250km(回送距離を含む)、走行時間8時間(回送時間を含む。)の運行を想定
- 契約期間は365日

### 貸切バス事業者における 運賃計算条件 (仮設定)

- 大型バス単価:キロ単価120円、時間単価5,310円(下限額)
- 運行開始前及び運行終了後の1時間は点呼点検時間として時間制運賃を適用
- 実績実績率:65%

### 1 1日あたりの貸切バス運賃・料金の計算

キロ制運賃  
250km × 120円 = 30,000円

時間制運賃  
(8時間 + 2時間(点呼点検時間)) × 5,310円 = 53,100円

1日あたりの貸切バス運賃・料金  
30,000円 + 53,100円 = 83,100円

### 2 年間契約額の計算

83,100円 × (365日 × 実績実績率65%) = 19,694,700円

237日

この金額以上での  
契約締結が必要

237日分の運賃・料金で331日(237日 × 1.4倍)までの運行が可能(約3割引き)

【本制度に関するお問い合わせ先】

各地方運輸局自動車交通部旅客(第一)課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課  
もしくは最寄りの運輸支局  
001448119.pdf (mlit.go.jp)